

広島市高齢者 いきいき活動ポイント事業のご案内

① ポイント事業について

この事業は、広島市内在住の65歳以上の高齢者が、自らの健康づくりや地域支援のために行う活動(いきいき活動)を奨励するためのもので、活動実績に基づき付与されるポイント数に応じて、奨励金を支給する事業です。

本格的な高齢化社会を迎える中、地域に暮らす人々が、健康寿命を延ばしていくための自助や近隣の人々との共助により、できる限り住み慣れた地域で安心して生活していけるようなまちづくりを進めていくことが重要になっています。

ポイント事業は、このようなまちづくりを進めるための広島市独自の事業であり、多くの高齢者が元気でいること、そして、地域の支え手として活躍してもらうことを奨励しようというものです。

② ポイント付与の対象者

ポイント付与期間の初日(9月1日)に、広島市内に住所がある65歳以上の方(所得制限はありません。また、重度障害者福祉タクシー利用助成を選択していない方に限ります。)

③ ポイント付与期間

毎年9月1日から翌年8月31日まで

④ 奨励金(獲得ポイント数)の上限 ※1ポイントは100円に換算

対象者		奨励金(獲得ポイント数)の上限	交通費助成の上限
65歳以上の高齢者		10,000円(100ポイント)	—
要支援・要介護高齢者外出支援 交通費助成との併用者	要支援者	7,500円(75ポイント)	2,500円
	要介護者	5,000円(50ポイント)	5,000円
障害者公共交通機関利用助成との併用者	障害者	4,000円(40ポイント)	6,000円相当

事業の仕組み

〈イメージ図〉



ポイントの対象になる活動とポイント数

活動を実施する団体が以下の活動の実績を確認して、該当するページに日付の記入とスタンプ押印をすることでポイントが付与されます。

自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動



- グラウンドゴルフ等のスポーツ活動
- 囲碁・将棋等の文化活動
- グループ活動によるウォーキング

など

押印は
1日1回まで

1ポイント

特定健康診査の受診等 (以下のものに限る)



- 特定健康診査
- 後期高齢者医療制度の健康診査
- 被爆者健康診断
- 被爆二世健康診断
- 節目年齢歯科健診
- 後期高齢者歯科健診
- がん検診
- 骨粗しょう症検診
- 服薬情報のお知らせ
- 服薬情報のご案内

医療機関・薬局で押印
1日に複数押印可

2ポイント

地域の支え手となる活動 (ボランティア活動)



- 児童の登下校の見守り活動
- 町内清掃活動
- サロンの世話人としての活動(総合事業として行うものを除く)
- 老人クラブ会員としての友愛活動(総合事業として行うものを除く)
- 地域団体(町内会、LMO等)の運営活動(役員会議等)

など

押印は
1日1回まで

ボランティア活動のうち、 広島市が指定するもの (以下のものに限る)

- ①オープンスペース(乳幼児とその保護者が気軽に集い、遊べる場所(広島市が認めるもの))での子育て支援の活動
- ②こども食堂や学習支援などのこどもの居場所づくりに関する活動
- ③介護施設等、保育園、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関での清掃、配膳、洗濯、駐車誘導など
- ④高齢者及び障害者に対する外出時の付き添い介助、点訳・音訳、手話・要約筆記
- ⑤総合事業として行う住民主体型生活支援訪問サービスの提供活動
- ⑥コーディネーターとして①～⑤の活動の調整等を行う活動
- ⑦総合事業として行う地域高齢者交流サロン(補助を受けて実施するもの*)及び地域介護予防拠点の世話人や認知症カフェのスタッフとしての活動 ※補助を受けなくなった場合でも、サロンとしての活動が続く限り対象です。
- ⑧自主防災会による災害発生時の避難所開設などの活動
- ⑨府中町・海田町(ポイントの相互付与を行う自治体)の登録団体が4ポイントとして行う活動など

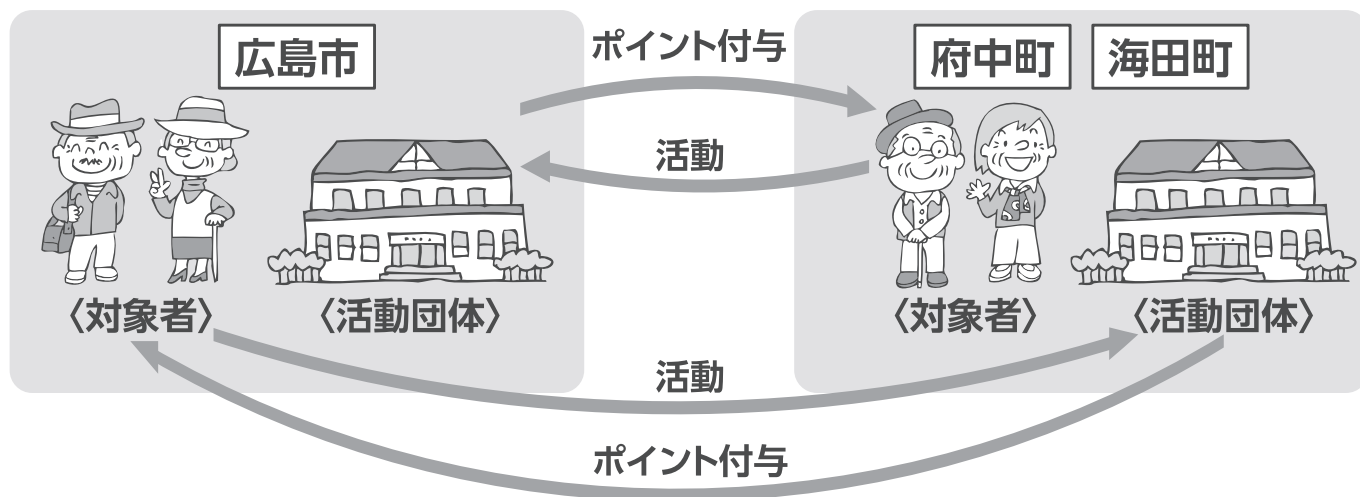
押印は
1日1回まで

4ポイント

府中町・海田町とのポイント相互付与について

広島市と府中町・海田町は、高齢者の社会参加をより一層促進するとともに、地域の活性化につなげるため、相互にポイント付与を行っています。これにより、広島市の高齢者が、府中町・海田町の活動団体が実施する活動等に参加した場合もポイントを付与(スタンプを押印)できます。

《ポイント相互付与のイメージ図》



このような府中町・海田町との連携により、以下の活動についてもポイント付与の対象となります。

1 府中町・海田町に登録する活動団体が実施する活動など

- ◎ 府中町・海田町の公民館が主催する講座への参加
- ◎ 府中町・海田町に登録する老人クラブなどが主催するサロンへの参加
- ◎ 府中町・海田町に登録するボランティアグループが行う介護施設等での支援
- ◎ 府中町・海田町に登録する医療機関が実施する特定健康診査等の受診 など

府中町・海田町に登録している活動団体の情報は、各町の高齢者いきいき活動ポイント事業ホームページで確認できます。

●府中町ポイント事業ホームページ

<https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/koureikaigoka/23989.html>



●海田町ポイント事業ホームページ

<https://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/19/120972.html>



2 府中町・海田町の体育施設等の利用

◎ 府中町・海田町の体育施設等で行う卓球 など

転出・転入された場合のポイント手帳の取扱いについて

- 9月1日以前に府中町・海田町に転出された方
府中町・海田町のポイント手帳をご使用ください。
広島市のポイント手帳にポイントを貯めて提出されても、奨励金は支給できませんので、ご注意ください
(府中町・海田町以外の市町村へ転出された場合も同様です。)
- 9月2日以降に府中町に転出された方
広島市のポイント手帳をご使用ください。
- 9月2日以降に海田町に転出された方
広島市と海田町のポイント手帳のうち、希望するどちらか一方のポイント手帳をご使用ください。

ポイント事業への参加と手帳の使用方法

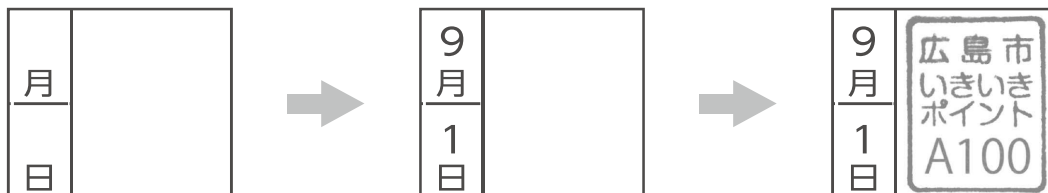
手順 1

活動時にポイント手帳を携帯します。活動内容に応じて、スタンプを押してもらうページが異なります。ページの色をご確認ください。

1 ポイント	健康づくり・介護予防活動	黄色
2 ポイント	健康診査・がん検診等	緑色
2 ポイント	地域の支え手となる活動(一般的なボランティア活動)	桃色
4 ポイント	地域の支え手となる活動(特定のボランティア活動)	水色

手順 2

活動に参加したら、活動団体から、活動日(月日)を記入し、マス目に合わせてスタンプを押してもらいます(スタンプを事後押印する場合は押印日ではなく、活動日を記入してもらいます。)



押印してもらうページを間違えた場合は

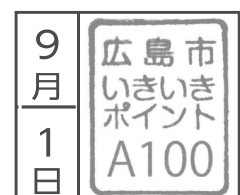
活動団体に次のとおり訂正してもらいます。

間違えた欄に
×印をつける



[2ポイントのページ]

正しいページに
日付を記入して
押印



[1ポイントのページ]

手順3

スタンプを押してもらったら、日付(月日)が正しく記入されているか、また、以下のように無効な押印になっていないかご確認ください。

〈無効となるスタンプ押印の例〉

例1



例1 月日の記入がない場合
(月と日の両方の記入が必要です。)

例2



例2 日付を取り消しているが、
修正後の日付が記入されていない場合

例3



例3 押印が不明瞭で、スタンプ番号が確認できない場合

例4



例4 スタンプが押し直されているが、
どの団体が押印したスタンプなのか分からない場合

手順4

ポイント手帳を期限までに広島市に提出してください。赤色のポイント手帳の使用期間は令和7年(2025年)8月31日までですが、この日以前でも随時提出できます。またポイントを上限まで貯めていなくても提出できます。

広島市で獲得ポイント数を集計し、高齢者ご本人の預金口座に奨励金を振り込みます。

手順5

奨励金の上限を超えるポイントを貯め、提出期限(令和8年(2026年)3月31日(火))までに赤色のポイント手帳を提出した方の中から抽選で記念品(カタログギフト)を贈呈します。

※当選発表は当選通知の発送をもって代えさせていただきます。
※カタログの発送は令和8年(2026年)9月頃を予定しています。

ポイントの集め方(例)

	午前	午後
月	近所のサロン活動に参加(1ポイント)	地域グループのウォーキングに参加(ポイントなし)
火		午前中の活動で1ポイントを得ているので、同日の午後の同様の活動はポイントを得られません。
水	児童の登下校の見守り活動に参加(2ポイント)	介護施設でのボランティア活動に参加(4ポイント)
木	午前・午後ともボランティア活動への参加ですが、ポイント数が異なるため、それぞれ付与されます。	
金	医療機関で特定健診・〇〇がん検診を受診(2ポイント×2回=4ポイント)	健診(検診)は、1回の受診につき2ポイント付与されます。
土	清掃活動とグラウンドゴルフは、ポイント数が異なるため、それぞれ付与されます。	
日	町内会の清掃活動に参加(2ポイント)	老人クラブのグラウンドゴルフに参加(1ポイント)

奨励金の支給

① 口座登録

- ポイント手帳を提出いただいた方には、「獲得ポイントのお知らせ」を送付します。お知らせの送付時点で、振込口座の登録が無い方には、「獲得ポイントのお知らせ」に口座登録用紙を同封しますので、必要事項を記入の上、通帳のコピーを添付して、必ずご提出ください。

なお、ポイント手帳の提出があった場合でも、口座登録が完了していない方には、奨励金を支給できません。

- 奨励金の振込口座を登録済の方には、その口座に振り込みます。
- 登録口座の変更は可能です。変更される場合は、保険証などの本人確認書類及び登録される口座の通帳を持参の上、市役所高齢福祉課又は各区福祉課高齢介護係で手続きを行ってください。
- 広島市が電話や訪問により口座番号をお尋ねすることはありません。

② 支給時期

赤色のポイント手帳を提出いただいた方には、令和7年5月末（予定）以降、順次支給します。

③ 奨励金の上限変更

要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成又は障害者公共交通機関利用助成を受けている方が奨励金の上限を100ポイントに変更するためには、以下の受付窓口で直接変更手続き^{※1}が必要です。（赤色のポイント手帳についての変更手続きの期限は令和7年3月31日（月）です。）

区 分	受 付 窓 口
要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成	市役所高齢福祉課又は各区福祉課高齢介護係
障害者公共交通機関利用助成	市役所障害福祉課、精神保健福祉課又は各区福祉課障害福祉係

なお、変更手続きができるのは、タクシーチケット等の利用券を1枚も利用していない方^{※2}、パスピー又はJR利用の助成金の振込が済んでいない方^{※3}に限ります。

※1 ポイント手帳や手紙に変更する旨を記入しても、変更できません。

※2 変更手続きの際に未使用の利用券を返却してください。

※3 近日中に振込予定の方も、変更できません。

注意事項

◎ 個人データの利用について

提出されたポイント手帳のデータについては、個人が特定できないよう統計的に処理し、本事業の効果を検証するために使用場合があります。データの使用に同意していただけない方については、手帳表紙に印字されている名前の左側の余白に「不同意」と記入してください。記入のない方については、手帳の提出をもって、医療費、介護給付費、その他これらに類する効果検証に必要な情報の使用についても同意されたものとして取り扱わせていただきます。

◎ ポイント手帳の取扱いについて

- ポイント手帳を他人に貸したり、譲渡した場合は、貯めたポイント数は無効になります。
- 貯めたポイント数を次のポイント手帳に繰り越すことはできません。
- ポイント手帳を紛失等して新たな手帳の再交付を受けた場合は、再交付前のポイント手帳で貯めたポイント数は無効になります。
- ポイント手帳を提出期限(今回送付した手帳は、令和8年(2026年)3月31日(火)(必着))までに広島市に返送いただけない場合や、手帳の不正使用があった場合は、奨励金を支給できません。
- 一定期間(5年程度)ポイント手帳の提出が無い場合には、ポイント手帳の送付を停止することがあります(停止する際は、事前にお知らせします)

◎ ポイント付与の対象となる活動について

- 活動実績がないスタンプの押印は無効であり、ポイントを付与してもらうことはできません。
- ポイントは、広島市、府中町又は海田町に登録している活動団体(医療機関を含む。)が参加者の活動(登録済みのもの)の実績を確認し、ポイント手帳にスタンプを押印した場合にのみ付与できます。
- 適正なポイント付与の観点から、ポイント手帳を忘れたときには、スタンプの押印は認められません。ただし、活動記録を残すなど、活動団体の責任において活動実績の管理ができている場合に限り、後日のスタンプ押印が可能です。
- 活動への参加を希望しても定員等の関係で参加できない場合があります。また、ボランティア活動については、活動に当たり、資格や研修の受講が必要なものもありますので、あらかじめご了承ください。

【よくあるご質問】

※更に詳細なQ&Aは、広島市の高齢者いきいき活動ポイント事業ホームページに掲載しています。

● 制度に関すること

Q1 この事業の目的は何ですか？

A1 この事業は、高齢者の社会参加への意欲を具体的な活動に結びつけるうえでのきっかけづくりとして、高齢者が自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動や地域の支え手となる活動（ボランティア活動）を行った実績に基づいて支援を行うことにより、的確かつ効果的に、高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者の生きがいづくりを推進することを目的としています。

Q2 この事業は、どのような効果がありますか？

A2 高齢者の社会参加に関して直接的な奨励効果があるとともに、町内会や老人クラブ、女性会といった地域団体の活動の活性化にもつながっています。

さらに、健康増進、介護予防の推進も図られており、介護給付費や医療費の一層の適正化につながるものと考えています。

● ポイント付与の対象になる活動に関すること

Q1 どこに行けば、ポイントがもらえますか？

A1 ポイント付与の対象となる活動を実施している団体情報（団体名、代表者、活動内容・場所、主な活動例・活動頻度、参加人数）については、ポイント事業のホームページをご覧ください。

ポイント事業ホームページ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/ikiiki/>



Q2 なぜ、個人の活動はポイント付与の対象にならないのですか？例えば、個人のウォーキングも健康づくり・介護予防のための活動だと思います。

A2 この事業では、高齢者の社会参加を的確かつ効果的に促進するために、第三者が高齢者の活動実績を確認できる場合にポイントを付与することとしています。

個人での活動を否定するものではありませんが、第三者による実績確認ができない個人のウォーキングなどは、ポイント付与の対象なりません。新たにグループを作るか、既にあるグループに参加することをご検討ください。

Q3 民生委員・児童委員の活動は、ポイント付与の対象になりますか？

A3 民生委員・児童委員の職務としての活動（会議・研修等、相談・支援、見守り活動等）は対象となりません。
一方で、個人としてふれあい・いきいきサロンなどの活動に参加される場合は、ポイント付与の対象となります。
なお、民生委員・児童委員を補助する「民生委員協力員」の活動についても同様です。

Q4 団体の役員会議に出席すれば、ポイントがもらえますか？

A4 町内会等の地域団体の運営活動（役員会議等）については、団体運営の担い手の増加や地域活動の活性化を図るため、令和6年9月からポイント付与の対象となります（2ポイントの対象活動）。
なお、その他の団体で行われる定例会的な打合せや会合などへの出席は、直接的な支援活動ではなく、団体を運営する上で必要な活動であるため、これまでと同様にポイント付与の対象となりません。

Q5 近所で数人が集まって自宅でお茶会をする程度でも、ポイントがもらえますか？

A5 健康づくり・介護予防活動を行うサロンとして対象とするのであれば、活動場所・連絡先の公表や、参加を希望する高齢者を広く受け入れること等を条件にポイント付与の対象となります。（合理的な理由なく一部の人のみに対象が限定される活動は、ポイント付与の対象とはなりません。）

Q6 行事の打ち上げなどで集まって飲食をする場合は、ポイント付与の対象となりますか？

A6 主たる目的が飲食の場合は、ポイント付与の対象とはなりません。

Q7 介護予防のための機能訓練を実施するデイサービス等は、ポイント付与の対象になりますか？

A7 介護保険のサービスとして利用するものであるため、ポイント付与の対象とはなりません。

Q8 スタンプ管理責任者になればポイントがもらえますか？

A8 スタンプ管理責任者を務めていただいているという理由ではポイント付与されません。ポイントの付与には、実際に、対象となる活動をしていただく必要があります。
※ 令和4年度からスタンプ管理責任者と副責任者の区分けを廃止し、スタンプ管理責任者に統一しました。団体登録時にスタンプ管理副責任者として登録した方は、スタンプ管理責任者としての取扱いとなります。

Q9 医療機関で受診すれば、ポイントがもらえますか？

A9 ポイント付与の対象となる健診等は、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療などのため、本市が施策として特に受診を奨励しているもので、具体的には、ポイント手帳のスタンプ欄に記載された健康診査やがん検診等です。疾病等による受診の場合にはポイントは付与されません。

Q10 広島市・府中町・海田町内の医療機関・検診機関であれば、どこで受診してもスタンプを押してもらえるのですか？

A10 ポイント事業の登録医療機関や、集団検診及び広島市健康づくりセンターで受診した場合にはスタンプを押してもらうことができます。ポイント事業の登録医療機関のうち、公表の同意があった医療機関については、広島市高齢者いきいき活動ポイント事業等コールセンターやポイント事業のホームページでもご案内していますのでご確認ください。

Q11 「後期高齢者歯科健診」はどのような人が対象になりますか？

A11 「後期高齢者歯科健診」の令和6年度の対象者は、後期高齢者医療制度の被保険者であって、生年月日が昭和23年4月1日から昭和24年3月31日までの方となります。
なお、対象者には、8月上旬に受診券が送付されています。

Q12 薬局や医療機関に持っていくとスタンプが押してもらえる「服薬情報のお知らせ」は、いつ頃送付されるのですか？

A12 広島市国民健康保険又は後期高齢者医療制度の加入者を対象にした「服薬情報のお知らせ」は、毎年9月から10月の間に送付します。
なお、お知らせが送付されるのは、複数の医療機関から月14日以上のお薬を6種類以上処方された等の要件に該当される方になります。

Q13 薬局や医療機関であれば、「服薬情報のお知らせ」等を持参するだけで、スタンプを押してもらえますか？

A13 「服薬情報のお知らせ」等を持参しただけではスタンプを押してもらうことができません。

スタンプを押すためには、本人が「服薬情報のお知らせ」等を登録薬局又は登録医療機関に持参した上で、薬剤師や医師にお知らせ等の内容を直接確認してもらう必要があります（※）。

※ 薬局であれば薬剤師が処方箋を受け付ける際に、医療機関であれば医師の診察や健（検）診等の問診の際に、「服薬情報のお知らせ」等を確認いただくことが考えられます。

※ スタンプの押印は、ポイント付与期間（9月1日から翌年8月31日まで）内で1回のみです。

● ポイント手帳に関すること

Q1 9月1日現在で65歳以上の高齢者にポイント手帳が送付されるのですが、10月に65歳になる高齢者には、その時点で手帳が送付されてくるのですか？

A1 ポイント手帳の送付対象基準日は9月1日のため、10月に65歳になる高齢者については、その年（9月から翌年8月まで）は対象者ではないことから、その時点で手帳は送付されません。手帳の送付は、翌年8月になります。

Q2 「獲得ポイントのお知らせ」が届く前に、自分の獲得ポイント数を知る方法はありませんか？

A2 獲得ポイントについては、ポイント手帳を広島市に提出された方に対して、「獲得ポイントのお知らせ」をご自宅に送付する方法によりお知らせしています。

ポイント手帳を提出されてから「獲得ポイントのお知らせ」が届くまでは、原則1～2ヶ月程度かかります。この間は、本市において獲得ポイントの集計作業等を行っているため、電話や窓口で獲得ポイントをお知らせすることができません。

「獲得ポイントのお知らせ」が届くまで、しばらくお待ちください。

Q3 ポイント手帳の〇〇のページがスタンプでいっぱいになった場合、新しいポイント手帳を交付してもらえますか？

A3 一つの活動の区分のページ（健康診査・がん検診等のページを除く。）のスタンプがいっぱいになった時点で、1年間で貯めていただくことができるポイント数の上限に達していますが、新しいポイント手帳（記録用のポイント手帳）を交付することは可能です。

Q4 記録用のポイント手帳はどのような手続でもらえるのですか？

A4 記録用のポイント手帳（無記名）をご希望の方は、高齢福祉課又は各区福祉課高齢介護係の窓口で交付します。その際、特別な手続は必要ありません。

なお、記録用のポイント手帳を広島市に提出されても、奨励金は支給できません。

Q5 ポイント付与期間の初日（令和6年9月1日）以前に広島市外に転出した場合、ポイント手帳はどうすればよいですか？

A5 ポイント付与期間の初日以前に市外に転出された方は、ポイント事業の対象外として取り扱いますので、届いたポイント手帳は使用しないでください。

なお、当該ポイント手帳にポイントを貯めて提出されても、奨励金は支給できませんので、ご了承ください。

● 奨励金の支給に関すること

Q1 ポイントを貯めた後、どうすれば奨励金がもらえますか？

A1 奨励金の支給を受けるには、ポイントを貯めたポイント手帳を広島市に提出していただく必要があります。

ポイントを貯め終えた方は、ポイント手帳送付時に同封している返信用封筒等を使って、広島市にポイント手帳を提出してください。

その後、広島市においてポイント数を集計し、「獲得ポイントのお知らせ」を送付した後に、ご本人の預金口座に奨励金を振り込みます。

既にポイント事業の奨励金の振込口座を登録している方については、その口座に振り込みます。振込口座の登録のない方については、「獲得ポイントのお知らせ」と一緒に送付する口座登録用紙に必要事項を記入の上、通帳のコピーを添付して、同封の返信用封筒で広島市に提出してください。

Q2 いつ奨励金がもらえますか？

A2 広島市に赤色のポイント手帳を提出された方には、令和 7 年 5 月末から順次支給する予定です。

Q3 ポイント手帳の提出期限はありますか？

A3 ポイント手帳の提出期限は、使用期間が終了した年の翌年の 3 月末です。期限までに手帳の提出がない場合は、奨励金は支給できません。

(例) 赤色のポイント手帳

使用期間 ： 令和 6 年 9 月 1 日～令和 7 年 8 月 3 1 日

提出期限 ： 令和 8 年 3 月 31 日（火）（必着）

Q4 広島市に提出したポイント手帳は、返却してもらえますか？

A4 ポイント手帳は、ポイント数の集計を効率的に行うため、各ページを切り離して、機械処理を行います。そのため、返却することができません。

Q5 活動していた高齢者が亡くなった場合には、遺族が代わりに奨励金の支給を受けることができますか？

A5 本事業における奨励金は、高齢者が活動を行った対価ではないことから、遺族が代わりに支給を受けることはできません。

● **記念品の贈呈に関すること**

Q1 記念品を贈呈する目的は何ですか？

A1 奨励金の上限を超えるポイント※を貯め、提出期限までにポイント手帳を提出した方の中から抽選で記念品を贈呈することで、高齢者のポイント対象活動への継続的な参加を促すとともに、地域の支え手となる活動への積極的な参加を推進することを目的としています。

※ 奨励金の上限を超えるポイント数

分類		奨励金の上限を超えるポイント数
65 歳以上の高齢者の場合		101 ポイント～
要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成を併用している場合	要支援者	76 ポイント～
	要介護者	51 ポイント～
障害者公共交通機関利用助成を併用している場合		41 ポイント～

Q2 ポイントを貯めた後、どうすれば記念品がもらえますか？

A2 記念品の贈呈は抽選で決定します。抽選の対象となるのは、奨励金の上限を超えるポイント※を貯め、ポイント手帳を提出期限までに提出した方になります。

期限までに手帳の提出がない又は奨励金の上限を超えていない場合は、抽選の対象となりません。

※ 奨励金の上限を超えるポイント数

分類		奨励金の上限を超えるポイント数
65歳以上の高齢者の場合		101ポイント～
要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成を併用している場合	要支援者	76ポイント～
	要介護者	51ポイント～
障害者公共交通機関利用助成を併用している場合		41ポイント～

Q3 記念品贈呈の抽選結果は、いつ発表されますか？

A3 当選した方には、ポイント手帳の提出期限の年の8月頃に当選通知を送付し、記念品（カタログギフト）を贈呈します。なお、当選発表は、当選通知の送付をもって代えさせていただきます。

（例）オレンジ色のポイント手帳

使用期間：令和4年9月1日～令和5年8月31日

提出期限：令和6年3月29日（金）必着

カタログ発送時期：令和6年9月頃（予定）

青緑色のポイント手帳

使用期間：令和5年9月1日～令和6年8月31日

提出期限：令和7年3月31日（月）必着

カタログ発送時期：令和7年9月頃（予定）

赤色のポイント手帳

使用期間：令和6年9月1日～令和7年8月31日

提出期限：令和8年3月31日（火）必着

カタログ発送時期：令和8年9月頃（予定）

Q4 記念品をもらうためのポイント手帳の提出期限はありますか？

A4 抽選の対象となるポイント手帳の提出期限は、使用期間が終了した年の翌年の3月末（必着）です。期限までに手帳の提出がない場合は、抽選の対象となりません。

（例）青緑色のポイント手帳

使用期間：令和5年9月1日～令和6年8月31日

提出期限：令和7年3月31日（月）必着

赤色のポイント手帳

使用期間：令和6年9月1日～令和7年8月31日

提出期限：令和8年3月31日（火）必着

Q5 ポイント数の上限まで貯まっていない場合でも、記念品をもらうことはできますか？

A5 記念品の贈呈は抽選で決定します。抽選の対象となるのは、奨励金の上限を超えるポイント※を貯めた方となります。そのため、貯めたポイントが奨励金の上限を超えていない場合は、記念品贈呈の対象となりません。

※ 奨励金の上限を超えるポイント数

分類		奨励金の上限を超えるポイント数
65歳以上の高齢者の場合		101ポイント～
要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成を併用している場合	要支援者	76ポイント～
	要介護者	51ポイント～
障害者公共交通機関利用助成を併用している場合		41ポイント～

● スタンプの押印に関すること

Q1 一日に押してもらえるスタンプの数に上限はありますか？

A1 スタンプの押印は、次の①～③の活動の区分ごとに、1日につき1回まで（同じ日に①、②、③をそれぞれ1回ずつ押印することは可能）です。

- ① 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（1ポイント対象）
- ② 地域の支え手となる活動（2ポイント対象）
- ③ 地域の支え手となる活動（4ポイント対象）

なお、健康診査やがん検診等の受診（2ポイント対象）については、1日の回数の上限はありません。

● 府中町・海田町とのポイント相互付与

Q1 府中町・海田町に登録している活動団体の情報はどこで確認できますか？

A1 府中町・海田町に登録している活動団体の情報は、各町のホームページでご確認いただけます。

府中町ポイント事業ホームページ

<https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/koureikaigoka/23989.html>



海田町ポイント事業ホームページ

<https://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/19/120972.html>



お問合せ先

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

広島市高齢者いきいき活動ポイント事業等コールセンター TEL 082-512-0290
(お電話でのお問合せが難しい場合 FAX 082-504-2136)